

# 医療費助成における自己負担上限額（月額）

（単位：円）

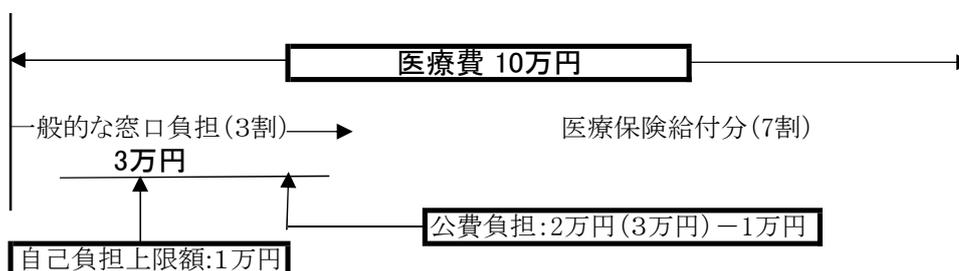
階 区 分	階層区分の基準  （）内の数字は、夫婦 2人世帯の場合にお ける年収の目安		患者負担割合:2割					
			自己負担上限額(外来+入院)					
			原則			既認定者(経過措置3年間)		
			一般	高額かつ 長期*	人工 呼吸器等 装着者	一般	特定疾患 治療研究 事業の 重症患者	人工 呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得 I	市町村 民非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500		2,500		1,000
低所得 II		本人年収 80万円～	5,000	5,000		5,000		
一般所得 I	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	1,000	5,000	5,000	
一般所得 II	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000		10,000		
上位所得者	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000		20,000		
入院時の食費			全額自己負担			1/2自己負担		

\*「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者  
(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)

## 参考 特定医療費の支給について（自己負担の考え方）

特定医療費の支給に当たっては医療保険制度、介護保険制度による給付を優先する(保険優先制度)。通常、医療機関の窓口では、医療費の7割を医療保険が負担し、残りの医療費の3割を患者が自己負担することになるが、特定医療費の支給認定を受けた場合は、指定医療機関での窓口負担が、自己負担上限額(月額)までとなる。ただし、自己負担上限額と医療費の2割を比較して、自己負担上限額の方が上回る場合は、医療費の「2割」が窓口での負担額となる。

例1) 一般所得 I の者が自己負担上限額(月額1万円)まで負担する場合(自己負担上限額:1万円 < 医療費の2割:2万)



例1) 一般所得 I の者が医療費の[2割]まで負担する場合(自己負担上限額:1万円 > 医療費の2割:0.8万円)

